

ヘッセン州行刑法 : Hessisches Strafvollzugsgesetz (HStVollzG) vom 28. Juni 2010

大谷, 彬矩
九州大学大学院法学研究院

九州刑事政策研究会

<https://doi.org/10.15017/1957729>

出版情報 : 法政研究. 85 (2), pp.209-266, 2018-10-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

ヘッセン州行刑法

—Hessisches Strafvollzugsgesetz (HStVollzG) vom 28. Juni 2010—

九州刑事政策研究会（訳）

はしがき

1 本資料は、ドイツ連邦共和国を構成する連邦州の一つであるヘッセン州で、2010年6月28日に成立したヘッセン州行刑法（GVBl. I S. 185）を訳出したものである。

日本における刑罰制度改革（特に、自由刑の在り方）の動向に伴って、外国における行刑法に対して、関心が高まっている状況であるため、ドイツ行刑の一端を示す資料として、ヘッセン州行刑法の全文を翻訳することを試みた。16の州のうち、ヘッセン州を選定した理由は、連邦州のうち、比較的早期に独自の州法を立法しており、⁽¹⁾連邦行刑法からの発展（あるいは後退）の程度を検証するに際して注目する意義があることと、ヘッセン州における刑事司法制度の実務を対象として、すでに多くの研究が行われており、法律上の根拠の確認にも役立つと思われたためである。

翻訳に当たっては、ヘッセン州司法省のホームページに掲載されたものを使用⁽²⁾した。翻訳の正確を期すため、ヘッセン州政府による州行刑法草案や、これまで日本で公にされてきた、ドイツ行刑についての翻訳資料、⁽³⁾ドイツ刑事法に関する著作⁽⁴⁾

⁽¹⁾ ヘッセン州は、バイエルン州、ハンブルク州に次いで、3番目に州行刑法を制定した。

⁽²⁾ Hessisches Strafvollzugsgesetz (http://www.rv.hessenrecht.hessen.de/cgi-bin/lexsoft/capi/hessen.cgi/export_pdf?docid=4032374,1&hideVersionDate=1&shortTitleFileName=1&showVersionInfo=1&displayConfig=0&exportLawlist=1&lawlistShowTfe=1&showLawStructure=1&customFooter=Hessische%20Gesetze%20und%20Verwaltungsvorschriften%20in%20Zusammenarbeit%20mit%20Wolters%20Kluwer%20Deutschland%20GmbH&at=1&pid=UAN_nv_3470)（最終閲覧日：2018年5月19日）。

⁽³⁾ Gesetzentwurf der Landesregierung für ein Gesetz zur Schaffung und Änderung hessischer Vollzugsgesetze, Hessischer Landtag, Drs. 18/1396.

⁽⁴⁾ 特に、クラウス・ラウベントール（土井政和＝堀雄訳）『ドイツ行刑法 第三版』（矯正協会、2006

物を可能な限り参照した。また、翻訳中、読者の理解を助ける意図から、訳注を付しているほか、条文表記に関する明確な誤植について1か所修正した⁽⁵⁾。なお、ドイツの法律においては、条文の「項」の中にいくつかの文章（原文では「Satz」、この翻訳では「文」と訳している。）があって、その文章の参照を求めることがしばしば見られる。参照すべき文章を誤らないようにするため、翻訳では原文の文章の順番に従って訳すことに努めたものの、翻訳の便宜上、原文では一文になっている文章を複数の文に分けている箇所がある。

2 ドイツの成人行刑に関しては、連邦州に対して統一的に適用される連邦行刑法⁽⁶⁾が1976年に制定されていた。

行刑の領域では、2006年の連邦制度改革を契機として、大きな変化が起こった。現行連邦制の下で連邦と州の権限が複雑に絡み合い、主として立法と財政の領域を中心に、責任の明確性や意思決定の効率性が阻害されているとの認識が広まっていた状況を背景として、2003年11月に連邦議会と連邦参議院が「連邦制度秩序の現代化に関する調査会」を共同で設置し、本格的に改革が始まった。

連邦議会は、2006年6月30日に「基本法の改正に関する法律（連邦制度改革法）」に同意し、その後、連邦参議院も同年7月7日に賛同、9月1日に発効する運びとなった。これによって、連邦と州との競合的立法に関する規定（基本法74条）が改正され、行刑についての立法権限は連邦から州へと移された⁽⁷⁾。すでに連邦法として公布されている行刑法は憲法改正後も連邦法として存続するものの、今後、各州は独自の州法でそれを置き換えることができることになった。

その結果、各州は現在までに少年行刑法、未決勾留執行法、(成人)行刑法、保安監置執行法の立法を行った。(成人)行刑法の立法に当たっては、州が新たに立法する際の指針とするために、モデル草案が作成されていた。この草案は、10の州（ベ

年)と、同書の巻末に収録された、法務省矯正局訳「ドイツ行刑法及び関係行政規則 付行刑服役保安規則」に2005年5月23日改正を反映した翻訳資料を参考にした。

⁽⁵⁾ 翻訳中、第51条第6項としている箇所は、ヘッセン州司法省のホームページに掲載された原文では、第5項と表記されている。

⁽⁶⁾ 本稿で「連邦行刑法」と記す場合、「自由刑並びに自由剝奪を伴う改善及び保安処分の執行に関する法律 (Gesetz über den Vollzug der Freiheitsstrafe und der freiheitsentziehenden Maßregeln der Besserung und Sicherung)」を指すものとする。

⁽⁷⁾ 連邦制度改革の行刑に対する影響について、武内謙治「ドイツにおける行刑改革」『前野有三先生古稀祝賀論文集 刑事法学の体系』(法律文化社、2008年)76頁以下を参照。

ルリン、ブランデンブルク、プレーメン、メクレンブルク・フォアポメルン、ラインラント・プファルツ、ザールラント、ザクセン、ザクセン・アンハルト、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、テューリングゲン) が、1年半の協議の末、2011年に公表したものである。⁽⁸⁾ モデル草案は、連邦行刑法よりも発展的な内容を含んでいたものの、ヘッセン州はそれに先駆けて独自の行刑法を立法したため、モデル草案の内容を反映してはいない。

3 ヘッセン州は、司法執行 (Justizvollzug) の領域に、5本の法律を立法した。すなわち、ヘッセン州行刑法、ヘッセン州少年行刑法 (GVBl. I S. 758)、ヘッセン州未決勾留執行法 (GVBl. I S. 185, 208)、ヘッセン州保安監置執行法 (GVBl. S. 46)、ヘッセン州少年拘禁執行法 (GVBl. S. 223) の5本である。

成人に対しては、刑法典第38条に基づく自由刑と、第43条に基づく代替自由刑が執行される。

自由刑の執行について、ヘッセン州行刑法第2条により、施設は、受刑者が将来、社会的責任において犯罪を行うことなく生活できるようにする任務、すなわち、再社会化という行刑目的を追求する編入任務を有する。その他に、受刑者を確実に收容し、監視する保安任務も有している。両任務は、さらなる犯罪行為から社会を保護することに資すると考えられている。国家は、犯罪者の自由を奪い、受刑者の社会的統合を促進することによって、その保護義務を果たす。社会は、受刑者が再犯を起さず、新たに害をなさないことに直接の利益を有している。ヘッセン州行刑法は、成人行刑において、ヘッセン州の司法執行施設での職務について定めるとともに、すべての責任者に対する義務づけを含んでいる。すなわち、自由刑の執行の間、すべての支援者 (Vertretbare) が、受刑者が新たな犯罪を行わないように保護し、社会的責任において将来の生活のために準備すること、すべての措置の際に、国民の安全を考え、さらなる犯罪行為から社会を保護するために配慮することである。⁽⁹⁾

⁽⁸⁾ Musterentwurf zum Landesstrafvollzugsgesetz v. 23. 08. 2011. モデル草案の主な特徴に関して、次の文献を参照。Vgl. NJW-Spezial 2011, S. 634; *Heinz Cornel*, Aktuelle Debatten zur Strafvollzugsgesetzgebung in Deutschland, in: Gedächtnisschrift für Michael Walter, 2014, S. 491ff.

⁽⁹⁾ Hessisches Ministerium der Justiz, Justizvollzug in Hessen, 2017 (https://justizministerium.hessen.de/sites/default/files/media/hmdjie/justizvollzug_in_hessen.pdf) S. 4.

なお、各条文のより詳細な内容は、ヘッセン州司法執行法関係行政規則⁽¹⁰⁾によって規律されている。

4 ヘッセン州行刑法は、連邦行刑法の内容を基調としながらも、目的を具体化するための指針である「行刑の形成」(第3条)に受刑者の多様なニーズの尊重原則を付加していることや、通信(第36条)について電話以外の様々な形式を認めている点などから、今日の実情に合わせて変更を行っていることを看取できる。とはいえ、ヘッセン州は16州のうちの一つのサンプルに過ぎず、ヘッセン州行刑法を瞥見したのみでは州の行刑法の特徴をつかんだことにはならない。実際、その後州で立法された行刑法(あるいは司法執行法)の中には、受刑者の作業義務を廃止したところもある。⁽¹¹⁾ドイツ行刑のあり様は州ごとに多様であり、ドイツを一括りにした説明は、今後ますます困難となるであろう。

(大谷彬矩)

⁽¹⁰⁾ Verwaltungsvorschriften zu den Hessischen Vollzugsgesetzen (https://justizministerium.hessen.de/sites/default/files/HMdJIE/verwaltungsvorschriften_hessische_vollzugsgesetze.pdf).

⁽¹¹⁾ 州行刑法における処遇の内容について、拙稿「ドイツにおける処遇の位置づけの動向」武内謙治＝本庄武編『刑罰制度改革の前に考えておくべきこと』(日本評論社、2017年)163-178頁を参照。

ヘッセン州行刑法 (HStVollzG)

2010年6月28日 (GVBl. I S. 185)

2015年11月30日改正法第1部 (GVBl. I S. 498) により最終改正

目次

第1編 適用範囲

第1条 適用範囲

第2編 自由刑の執行

第1章 自由刑執行の原則

第2条 行刑の目的及び任務

第3条 行刑の形成

第4条 受刑者の協力

第5条 行刑上の措置の原則

第6条 受刑者の地位

第7条 第三者の参入 (Einbeziehung Dritter)

第2章 行刑の計画

第8条 収容

第9条 措置の必要性の確認

第10条 行刑計画 (Vollzugsplan)

第11条 移送、一時移送及び身柄引渡し (Ausantwortung)

第12条 社会治療

第13条 閉鎖行刑及び開放行刑の措置 (vollzugsöffnende Maßnahmen)

第14条 指示、撤回及び取消し

第15条 重要な理由に基づき施設を離れること

第16条 釈放準備

第17条 釈放及び援助

第3章 受刑者の収容及び給養

第18条 収容

第19条 居室の飾り付け

第20条 個人的所持品

第21条 衣服

第22条 食事及び購入

第23条 健康上の配慮 (Gesundheitsvorsorge)

第24条 医療的給付

第25条 保健上の強制的処置

第26条 社会的及び精神的援助

第4章 作業、教育、補習教育

第27条 作業、職業及び学校教育並びに補習教育

第28条 交代 (Ablösung)

第29条 特別な教育措置の修了

第5章 余暇、運動

第30条 余暇時間の形成

第31条 運動

第6章 宗教活動及び宗教教誨

第32条 宗教活動及び宗教教誨

第7章 受刑者の外部交通

第33条 原則

第34条 面会

- 第35条 信書の発受
- 第36条 通信
- 第37条 小包

第8章 作業及び教育の承認、受刑者の金銭

- 第38条 作業報酬及び教育
- 第39条 作業及び教育の追加の承認
- 第40条 自資金 (Hausgeld)
- 第41条 小遣銭 (Taschengeld)
- 第42条 更生資金
- 第43条 拘禁費用分担金
- 第44条 領置金 (Eigengeld)

第9章 保安及び規律

- 第45条 原則、行動規定
- 第46条 捜検 (Absuchung)、検査 (Durchsuchung)
- 第47条 薬物乱用の撲滅 (Bekämpfung des Suchtmittelmissbrauchs)
- 第48条 写真証明書 (Lichtbildausweise)
- 第49条 逮捕権
- 第50条 特別の保安上の処置
- 第51条 特別の保安上の処置の命令、医療上の監督
- 第52条 費用の賠償

第10章 直接強制

- 第53条 直接強制
- 第54条 銃器の使用

第11章 懲戒処分

- 第55条 懲戒処分

第56条 手続及び執行

第12章 不服申立て

第57条 不服申立権

第13章 情報保護

第58条 身上関係情報の処理に関する適法性

第58条 a 施設外の者の検査

第59条 情報収集

第60条 目的の拘束及び情報提供

第61条 特別な情報の保護

第62条 監督官庁による引き出し、一般的なデータファイル、機械的な情報提供及び引き出し手続の整備

第63条 情報保護

第64条 本人への情報開示、書類の閲覧

第65条 訂正、遮断及び削除

第3編 保安監置を指示された、又は留保された受刑者に対する特別規定

第66条 原則

第67条 追加の任務

第68条 他の規定の適用、例外

第4編 行刑の発展、刑事学的研究

第69条 行刑の発展、刑事学的研究

第5編 施設の構造

第70条 施設、分離の原則

第71条 執行計画

第72条 施設の多様化、構造及び組織

- 第73条 施設工場、学校教育及び職業訓練の設備
- 第74条 子を有する受刑者の収容
- 第75条 施設の指揮機関
- 第76条 行刑職員
- 第77条 教誨師
- 第78条 受刑者の利益代表者
- 第79条 所内規則

第6編 施設に対する監督、審議会

- 第80条 監督官庁
- 第81条 審議会

第7編 末尾規定

- 第82条 基本権の制限
- 第83条 連邦法の補完及び発展 (Fortgeltung)
- 第84条 施行、失効

BVBl. II 24-42

(1) 編集課による註：

2010年6月28日のヘッセン州行刑法 (BVBl. I S. 185) の創設及び改正のための法律の第1部

第1編 適用範囲

第1条 適用範囲

この法律は、司法執行施設における自由刑の執行を規定する。

第2編 自由刑の執行

第1章 自由刑執行の原則

第2条 行刑の目的及び任務

- (1) 自由刑の執行において、受刑者は、将来、社会的責任において犯罪を犯すことなく生活できるようになるものとする（行刑目的 再社会化）。
- (2) 行刑の任務は、受刑者が行刑目的の達成のために必要な能力を付与することである（編入任務）。執行の間、受刑者は確実に収容され、監視されなければならない（保安任務）。両者は、その後の新たな犯罪行為からの社会の保護に資する。

第3条 行刑の形成

- (1) 行刑における生活は、社会の生活状態にできる限り同化されなければならない。その際、施設の保安及び規律の要素が考慮されなければならない。
- (2) 自由剝奪の有害な効果は、排除されなければならない。
- (3) 行刑は、開始から、犯罪を犯すことなく自由な生活に編入するのを援助するように行われる。
- (4) 行刑の形成に際して、受刑者の異なるケア及び処遇のニーズは、特に年齢、性別及び出自の観点から尊重されなければならない。

第4条 受刑者の協力

受刑者は、編入のための措置に協力するものとする。これに対する受刑者の意欲は、喚起され、促進されなければならない。

第5条 行刑上の措置の原則

- (1) 行刑上の措置は、将来の犯罪を犯すことのない生き方を目指して、犯罪性の原因である負因の回復、適切な能力及び技能の発展に資する。憲法上の諸原則に方向づけられた価値観（Werteverständnisse）の目的的育成もこれに含まれる。自己責任と社会生活の能力がある生き方への心の準備は、他の権利を尊重して追求されな

なければならない。行為の違法性及び犠牲を伴う犯罪結果への受刑者の認識は、配慮がなされるものとし、適切な措置によって、犯罪結果の清算のために掘り下げられるものとする。

(2) 刑の服役後、共同体に編入するために、受刑者に合致した、可能性を開く措置が提供されるものとし、受刑者はそのような措置を必要とし、役立てることができる。

(3) 行刑上の措置の目的が永続的に達成され得ないならば、行刑上の措置は終了されるものとする。その他の点で、措置の取消し及び撤回に対して、この法律に従い、逸脱する規定でない限り、ヘッセン行政手続法第48条から第49条 a までの規定が妥当する。

第 6 条 受刑者の地位

(1) 受刑者は、この法律において予定されている自由の制限に服する。法律が特別な規定を置かない限りで、施設の保安の維持のために、又は重大な規律の侵害の回避のために不可欠な制限のみを課すことが許される。

(2) 行刑上の措置は、受刑者に解説されるものとする。

第 7 条 第三者の関与 (Einbeziehung Dritter)

施設は、受刑者の編入を促進し得る公的機関並びに民間の組織及び個人と協働する。

第 2 章 行刑の計画

第 8 条 収容

(1) 受刑者と遅滞なく収容のやりとりが行われ、その際には、他の受刑者が居合わせてはならない。その際、現在の生活状況が審議され、受刑者はその権利と義務について告知される。彼らに、この法律の冊子などの所内規則が入手可能とされなければならない。受刑者は、入所及び行刑計画のために、個人的な状態について必要な報告をする義務がある。

- (2) 受刑者は、迅速に医療上の診察を受ける。
- (3) 受刑者は、場合によっては、援助の必要な親族のために、施設外の財産を保全するなどの必要な措置を指示して、援助されなければならない。
- (4) 代替自由刑受刑者の場合、社会奉仕作業又は分割払いによって、不利益な罰金刑の取消し可能性は検討され、促進されなければならない。

第9条 措置の必要性の確認

- (1) 収容後、受刑者に労作、教養、教育及び余暇の措置などの行刑の任務について説明される。
- (2) 措置の必要性は、判断手続で確かめられる。調査は、人格、生活状態、犯罪性の進捗、犯罪行為の事情及び目的に方向づけられた行刑形成と釈放後の編入に関して不可欠と思われるその他のあらゆる事情に及ぶ。更生支援及び裁判援助の知識は取り入れられなければならない。
- (3) 行刑の期間が1年以内の場合には、残りの拘禁期間の適切な措置と釈放準備にとって必要な事情に関する調査は制限され得る。

第10条 行刑計画 (Vollzugsplan)

- (1) 調査及び確認された措置の必要性に基づいて、迅速に行刑計画が作成される。
- (2) 行刑計画は、カンファレンス（第75条第3項）において協議され、受刑者と共に検討される。その提案及び提言は、適切に取り入れられなければならない。
- (3) 行刑計画は、受刑者の成長及びその後の人格に関する結果と一致していなければならない。適切な間隔で、最低でも12月の間隔で、受刑者と共に検討し、改訂されなければならない。
- (4) 行刑計画は、一、行刑の状況に応じて一特に、次の指図を含む：
 1. 行刑計画に基礎を置く犯罪行動の進捗に関する推定とそこから生じる措置の必要性についての説明、
 2. 行刑における収容についての方法、特に第12条に基づく社会治療施設への移送、
 3. 作業指定の方法及び範囲、学校、職業に方向づけられた、職業の資格を付与

- する措置、又は作業療法的措置への参加、
4. 治療的処遇又は他の援助措置への参加の方法及び範囲、
 5. 保健措置、
 6. 運動の特別な考慮の下での余暇措置への参加、
 7. 執行開放の措置、
 8. 家族関係の保護及び外部交通の形成のための措置、
 9. 犯罪結果の和解のための措置、
 10. 責任調整 (Schuldenregulierung) のための措置、
 11. 釈放準備のための措置。

第9条第3項の場合に、行刑計画は上述の状況に関する指図に限られる。あわせて180日分の日数罰金の代替自由刑を単に科されている受刑者に対して、行刑計画の作成によって見通しが立てられ得る。

(5) 受刑者に行刑計画及びその改訂版が交付される。

第11条 移送、一時移送及び身柄引渡し (Ausantwortung)

(1) 受刑者は、次のことから必要であるときには、刑執行計画 (第71条第1項) にかかわらず、他の司法執行施設に移送し、又は一時移送され得る。

1. 編入任務の実行のため、
2. 施設の保安及び規律の理由から、
3. 執行組織上の理由から、又は
4. 他の重大な理由から。

(2) 受刑者は、刑事訴追機関の任務を全うするために必要な場合には、期限を設けて、刑事訴追機関の拘禁に委託することができる (身柄引渡し)。

第12条 社会治療

(1) 刑法典第174条から第180条又は第182条に該当する犯罪行為のために有期自由刑を言い渡され、社会治療施設における処遇の指示がなされた受刑者は、社会治療施設に移送される。その他の受刑者は、その者の編入のために特別な治療手段及び社会的援助が指示される限りで、社会治療施設に移送されるものとする。

- (2) 第1項の移送に関して、合一刑としても、2年を超える有期自由刑を言い渡され、社会的、人格的成長に重大な障害がある特別な受刑者が問題になる。移送は、ある時点で、見込まれる釈放時までには処遇が終わることを期待できる可能性に従って行われるものとする。
- (3) 受刑者は、受刑者の人格に存する理由から処遇の目的が達成され得ないときには、送還されなければならない。第11条は、これによって修正を受けない。
- (4) 受刑者の人格に存しない理由から、社会治療施設に収容されるならば、処遇措置が可能でないか、まだ可能でないときは、他の治療的処遇措置に関わらせなければならない。
- (5) 元受刑者は、その編入が危険にさらされ、この理由から滞在が正当化されるとき、その申請に基づいて一時的に再び社会治療施設に留まることができ、又は再び入所することができる。第29条第2項及び第3項は、この場合について準用する。
- (6) 良好な編入に役立ち、ケアがその他に実施され得ないとき、申請に基づいて、社会治療施設は、予後的保護も保障するものとする。

第13条 閉鎖行刑及び開放行刑の措置 (vollzugsöffnende Maßnahmen)

- (1) 受刑者は、原則的に閉鎖施設に収容される。受刑者は、第71条第2項第2号によって、開放行刑に収容されることもできる。
- (2) 開放行刑の措置は、受刑者がその都度の措置に適しているときに、編入任務の実行のために保障され、特に、受刑者が自由刑の執行から逃れること又は犯罪行為の実行若しくは他の方法のために措置を悪用することの懸念があってはならない。開放行刑の措置の審査の際には、社会の保護及び被害者保護の重要性が適切な方法で考慮されなければならない。
- (3) 開放行刑の措置として、特に、次のことが問題になる：
 1. 開放行刑への収容、
 2. 受刑者が施設外で、規則的に、行刑職員の監視の下で作業に従事すること(構外作業)、又は行刑職員の監督なしにそうすること(外部通勤)ができること、
 3. 一定時間、行刑職員による監視なしに施設を離れること(外出)、必要な場合、施設が定めた人物が同行して施設を離れること(同行外出)、

4. 1年に、21暦日までの拘禁の免除。

第1文による開放行刑の措置が保障されないとき、編入任務遂行のため、日中の一定時間、持続的及び直接的監視の下で、施設を離れること（連行）が許される。このことは、以下の場合には不可能である。

1. 受刑者が、保安措置にもかかわらず行刑から逃れる、又は連行が犯罪行為のために悪用される危険に具体的な根拠があるとき、又は
2. 保安のために必要な措置が連行の目的を危うくするとき。

第4項から第6項及び第8項は、この法律による連行に適用しない。

(4) 開放行刑の措置は、未決勾留、引き渡し拘禁又は強制退去拘禁が指示された受刑者には当てはまらない。

(5) 次の、

1. 刑法典174条から180条、182条の、個人又は性的自己決定に対する重大な暴力行為に関する犯罪行為が執行の基礎にあり、又は内部で直近5年間のより早期の執行に基礎を置いた場合、
2. 受刑者に対して、改善及び保安の自由剥奪措置が指示され、なお執行されない、又は監督がないために、そのような措置が告知されていない場合、
3. 受刑者が中毒の危険にさらされている場合、
4. 受刑者が内部で直近の5年間に
 - a) 行刑から逃れた、又はこれを試みた、
 - b) 開放行刑の措置から戻らなかった、又は
 - c) 行刑の間に行われた犯罪行為に対して有罪判決を言い渡された場合、
5. 受刑者に対して、国外退去手続、引き渡し手続、捜査手続又は刑事手続に係属している場合、
6. 受刑者に対して、執行可能な国外退去決定が存し、受刑者が拘禁から追放されるべき場合、

特別な状態が、第2項第1文の意味において逃亡及び悪用の危険がないことを基礎づける場合にのみ、開放行刑の措置は保障され得る。

(6) 10年より短い終身自由刑が科された、又は、予想される釈放時期又は改善及び保安措置の執行開始まで、なお24月以上の短期自由刑が執行され得るとき、開放行

刑の措置は、原則として保障されないものとする。

(7) 開放行刑の措置によって、自由刑の執行は、中断されない。

(8) 施設が、この法律に基づく開放的措置を認めることを考慮するとき、第5項第1号の場合に、開放行刑の措置の保障についての決定は、この法律に従って、連行を除いて、原則として鑑定人の意見が基礎に置かれなければならない。重大な場合、特に、第5項第1号の上述の犯罪行為又は第5項第2号の場合に対する4年を超えた自由刑の場合に、決定は2つの意見が基礎に置かれるものとする。第1項及び第2項の場合に、開放行刑の措置の適性の問題に関して立場を明らかにする積極的な意見が引き出され得る。この場合、開放行刑の措置が見込まれる時期に、決定に関連し得る意見は、適時に求められなければならない。

第14条 指示、撤回及び取消し

(1) 開放行刑の措置に関して、受刑者は指示を与えられ得る。特に、受刑者は、次のことが指示される。

1. 滞留、教育、作業若しくは余暇又は経済状態の整理に適用される指示に従うこと、
2. 定められた期間に特定の官署又は人物に報告すること、
3. 特定の人物又は集団との接触を避けること、
4. 特定の物品を所持しないこと、
5. アルコール又はその他の酩酊させる飲料を避けること、
6. 第5号に従い、定期的な間隔で、指示の監督のために検査を受けること。

(2) 開放行刑の措置は、許可の前提が提示されないとき、取り消すことができる。

(3) 開放行刑の措置は、次の場合に取り消すことができる。

1. 事後的に生じた事情に基づいて、その措置を拒否するとき、
2. その措置が悪用され、又は
3. 指示が遵守されないとき。

第15条 重要な理由に基づき施設を離れること

(1) 重大な理由から、外出又は第13条第3項第4号に基づく免除に加えて、7日ま

での拘禁の免除を保障することができる。7日の制限は、親族が生命に関わるような病気の場合、又はその死を理由とするときには適用されない。第13条第2項及び第7項並びに第14条は、この場合に準用する。

(2) 第13条第2項に掲げられた理由により、外出又は拘禁の免除が保障できないとき、第13条第3項第3文に掲げられた理由と対立しない限り、受刑者の同意を得て連行することができる。連行の費用は、このことが編入を妨げないとき、受刑者に負担させることができる。

(3) 特に、医療的理由に基づく、又は国外退去文書の作成のための連行は、これが特別な理由に基づき不可欠であるときは、受刑者の同意がなくとも許可される。裁判所の要求に応じて、引致が行われる。

第16条 釈放準備

(1) 施設は、遅くとも、仮釈放の6月前に、受刑者が適切な収容及び作業又は教育の場所を自由に選び、必要な場合に事後的な措置がとられることを目指して、早期に努力する。この場合、施設は、第三者(第7条)、特に、受刑者の社会及び職業上の編入という目的のために、保護観察、行状監督機関及び民間の犯罪者援助と協働する。保護観察は、そのような協働に関して、ケアの最善の移行を保障するために、すでに行刑の間に義務づけられる。

(2) 釈放準備に関して、開放行刑の措置は保障されるものとする。第13条第2項から第4項及び第7項並びに第14条は、この場合に準用する。その他に、釈放行刑の区画又は施設にいる受刑者は、制限されることができる。

(3) 受刑者は、釈放準備のために、総じて3月までの、第12条第1項の場合は6月までの拘禁の免除を保障されることができる。第13条第2項、第4項、第5項及び第7項は、この場合に準用する。第13条第3項第4号に基づく拘禁の免除は、これに関して、考慮される。受刑者は、第14条第1項に従って、適切な指示が与えられなければならない。保障は、与えられた指示の監督が、受刑者の同意付きで、電子的監視システム(「電子足輪」)の使用によって支援されることにかからせることができる。釈放準備の間における釈放準備のための仮釈放(Entlassungsfreistellung)の間、受刑者は施設によって世話をされる。

第17条 釈放及び援助

- (1) 受刑者は、行為時から近いうちに、できる限り早期に、しかし必ず午前中に釈放されるものとする。刑の終了が、午後、日曜日若しくは法律上の休日、イースター若しくは聖霊降臨祭後の最初の平日、又は12月22日から1月2日までの期間に当たるならば、刑期の長さに対して正当化でき、他の根拠と矛盾しないとき、受刑者はこの日又は期間に先立つ平日に釈放されることができる。釈放の時期は、第2文にかかわらず、受刑者がその編入のために、又は他の重要な理由からこれに関して指示されるときは、2日まで早めることができる。
- (2) 秩序ある釈放を保障するために、こうすることが不可欠であるとき、受刑者は、その申請に基づき、釈放時期を2日まで超えて留まることが許される。第29条第2項及び第3項は、この場合に準用する。
- (3) 困窮している受刑者は、釈放援助、特に旅費の補助又は適切な衣服を保障され得る。

第3章 受刑者の収容及び給養

第18条 収容

- (1) 受刑者は、休憩時間の間、単独で居室に収容される。受刑者は、有害な影響をもたらすおそれがないときは、その者の同意の下に、休憩時間の間、共同室に収容することもできる。受刑者の同意がなくとも、受刑者が援助を必要とし、又は生命若しくは健康に対する危険が存在する場合に共同室収容は許される。3人以上の受刑者を一つの居室に収容することは許されない。第2文と異なり、同意のない共同室収容は、一時的に、重大な理由、特に、建築工事 (Baumaßnahmen) の施行の場合にのみ許される。
- (2) 作業及び自由時間は原則的に共同で行われる。このことは、次の場合には、制約することができる。
1. 他の受刑者に対し有害な影響を与えるおそれがあるとき、
 2. 受刑者が第9条第2項により調査中であるとき、ただし、2月を超えることはできない、

3. 施設の保安若しくは秩序がそれを必要とするとき、又は
 4. 受刑者が同意するとき。
- (3) 適切な受刑者は、特に施設における構造上の状態を考慮して、処遇の理由から、居室グループに収容され得る。

第19条 居室の飾り付け

- (1) 受刑者は、その居室を適当な範囲において自己の物品をもって飾り付けることができる。居室の見通しを妨げてはならず、第46条第1項に基づく統制を困難にすることは許されない。
- (2) 物品は、その所持、引き渡し又は利用が、刑又は罰金刑とそぐわないか、編入又は施設の保安若しくは規律を危険にさらすものは、除外される。

第20条 個人的所持品

- (1) 受刑者は、その都度、施設の許可によってのみ、物品を施設に持ち込み、持参してもらい、受け取り、所持し、又は渡すことが許される。許可は、この法律が別段定めない限り、第19条第1項第2文及び第2項の意味における物品の場合に、拒否され、撤回され、又は取り消されなければならない。受刑者が、施設の保安又は秩序を危うくするために物品に適切な変更を加えるとき、許可は失効する。許可は、施設の特定の領域で、制限され得る。許可の付与又は継続は、特に電子機器の場合に、受刑者の費用に基づき、講じられている保安措置にかからせるものとする。受刑者は、許可なく、他の受刑者から価値の低い物品を受け取ることが許されるが、施設は、これらの物品の受領及び所持もその許可によって決めることができ、又は、その他の例外を許可することができる。
- (2) 持ち込まれた、受刑者が所持することを許されない物品は、方法及び範囲について可能である限り、受刑者のために保管されなければならない。他の場合には、受刑者に、物品を施設外で保管させる機会が与えられなければならない。同じことは、受刑者が執行中及びその釈放中に必要としない物品に適用される。
- (3) その保管が方法及び範囲について過大である物品が、要求にもかかわらず、施設から持ち出すことを受刑者が拒むならば、施設は、受刑者の費用で、これらの物

品を施設外で保管、利用又は処分することができる。利用及び処分の要件及び手続に関して、公共の保護及び秩序に関するヘッセン州の法律第42条が適用され、費用の使用に関して、第52条第2項及び第3項が準用される。

第21条 衣服

- (1) 受刑者は、施設服を着用する。
- (2) 私服の着用は、施設の指揮機関によって、例外的に許容され得る。この洗濯、修繕及び定期的な交換は受刑者自身が行わなければならない。第19条第2項は、この場合に準用される。

第22条 食事及び購入

- (1) 受刑者は、施設によって食事を与えられる。献立及び栄養価は、健全な扶養の要請に合致し、医師によって監督されなければならない。医師の指示に基づき、特別な給食が保障される。受刑者には、その宗教団体の調理規則に従って調理されることが可能にされなければならない。
- (2) 受刑者は、自資金（第40条）、小遣金（第41条）又は、この点で目的と結び付けられた領置金（第44条第2項）により、施設によって供給された品から購入することができる。施設は、受刑者の希望及びニーズに配慮して、品物を考慮するものとする。
- (3) 受刑者が自己の責めによらないで、自資金又は小遣金を使用できないときは、その者には、適当な範囲において領置金（第44条第1項）から購入することが許される。

第23条 健康上の配慮

- (1) 健康的な生活の意義は、受刑者に自己の体調を整えさせることである。受刑者は、一般的な健康保持及び衛生のための措置に協力しなければならない。
- (2) 施設は、健康保持及び衛生のために指示をすることができる。
- (3) 受刑者は、天気が妨げないときは、少なくとも1時間、毎日、戸外に出ることができる。

第24条 医療的給付

- (1) 受刑者は、経済性の原則を尊重し、不可欠かつ十分で、有効な、医療的給付の請求権を有する。請求権は、疾病の早期発見及び予防給付のための検査も含む。必要性の判断は、法律上、被保険者の給付に添う。
- (2) 医療的給付の請求権は、自由剥奪の短さを配慮してその請求が不適切でない限り、社会法典第5編第33条に従って、福祉用具の給付も含む。
- (3) 受刑者は、給付にかかる費用を第1項及び第2項に従って、適切な範囲で負担し得るものの、多くても、法律上、被保険者の負担の範囲までとする。費用の負担に関して、第52条第2項第2文が準用される。
- (4) 患者又は援助を必要とする受刑者は、その疾病に対応し、又は給付を受けるために、より適切な司法執行施設又は司法執行病院に引き渡され、又は移送されることができる。必要ならば、受刑者は、行刑外の病院にも移されることができる。
- (5) 第13条第3項第4号又は第16条第3項第1文に従って、外出又は〔拘禁の〕免除の間、受刑者は、受刑者を管轄する施設に医療的給付を請求する権利のみを有する。
- (6) 医療的給付の請求権は、受刑者が自由な労働関係に基づいて疾病保険に加入している間は、停止する。
- (7) 司法執行施設外での受刑者の処遇の間、執行(Strafvollstreckung)が中断され、又は終了されるときは、施設は、この時点までに生じた費用のみを負担しなければならない。
- (8) 受刑者の深刻な病気又は死亡の際、施設が把握している最も近い親族に遅滞なく報告される。他の人物に報告することを受刑者が希望するときは、可能な限り対応されるものとする。

第25条 保健上の強制的処置

- (1) 医療的調査及び処遇並びに給養は、次の場合に、受刑者の自然な希望に反して強制的に行うことが許される。
 1. 生命の危険、
 2. 受刑者の健康に深刻な影響を与える相当の危険又は

3. 他の人々の健康に深刻な影響を与える相当の危険がある場合。
- (2) 第1項に基づく強制的措置は、次の場合にのみ許される。
 1. 信頼に基づいて、収容、処遇又は給養に関して、受刑者の同意を得ることに失敗した場合
 2. その指示が受刑者に告知され、受刑者が措置の方法、範囲及び期間について、医者から説明を受けた場合、
 3. 生命又は健康上の危険の防止のための措置が、適切に、必要に応じて、当事者に対して、極端な負担及び効果と結び付けられることなく、より穏当な手段が成果を期待できない場合、及び
 4. 措置により期待される利益に対して、処遇をしないことにより生じ得る害が明らかに優っている場合。
- (3) 第1項第1号及び第2号の場合の強制的措置の実施に関して、受刑者の自由な意思決定に由来する限り、施設は権限がない。受刑者が医療的処遇措置の必要性の理解又はそのような理解に従った扱いに関して、疾病に起因していないという根拠があるとき、施設は、職務上、管轄の裁判所に遅滞なく、ケアの選任を提案しなければならない。裁判所の決定は待たなければならない。
- (4) 第1項に基づく強制的措置は、医者によって指示、指導及び監督される。指示は、施設の指揮機関の同意を必要とする。第1項に基づく措置の指示、第2項に基づく要件の存在並びに、強制的特性、達成方法、実施の監督並びに調査及び処遇経過を含む、講じられた措置の理由は、文書で記録されなければならない。
- (5) 第4項に基づく指示は、受刑者に遅滞なく告知されなければならない。受刑者は、指示に対して、裁判所の裁判を申請し、裁判所に権利保護を要求できることについて、教えられなければならない。受刑者が裁判所の裁判を受ける機会を持つまで、指示の執行を待たなければならない。
- (6) 執行に危険が存するときは、第2項第1号及び第2号、第3項第3文及び第5項第3文に基づく要請を見合わせるができる。
- (7) 健康保持及び衛生の保障のために、受刑者が身体の介入に応じないときは、強制的に受刑者の身体内部検査が許容される。

第26条 社会的及び精神的援助

- (1) 施設の相談、保護及び処遇の措置は、犯罪の原因である受刑者の人格の欠陥を除去し、人的、社会的及び経済的な困難を独力で克服し、その釈放の準備をする能力を与えるために実行されなければならない。犯罪行為によって引き起こされた不利益を補償し、借金の清算につなげ、扶養義務を果たすことも含まれる。
- (2) 受刑者が、心理学若しくは精神療法の処遇又は保護を必要とする限りで、診断に従い、必要な及び適切な措置が実施される。

第4章 作業、教育、補習教育

第27条 作業、職業及び学校教育並びに補習教育

- (1) 作業、作業療法的労作、職業及び学校教育（労作）の措置は、行刑における編入任務遂行のための中心的な条件に基づき、特に要求されなければならない。労作は、特に、釈放後生計を立てるために、定期的な生業に従事するための能力及び技能を付与し、助長し、又は保持する目的に資する。
- (2) まだ65歳に達していない、作業能力がある受刑者は、法律上の規定に反しない限り、作業又はその他の労作を義務づけられなければならない。2002年6月20日の母性保護法 (BGBl. I S. 2318) の規定は、2012年10月23日の法律 (BGBl. I S. 2246) によって最近改正され、作業場所の形成及び就労禁止について準用する。
- (3) 施設は、受刑者の編入に役立つ作業又は作業療法的労作若しくはその他の労作を指定するものとし、その際、その能力、技能及び素質を考慮するものとする。適切な受刑者は、職業教育若しくは職業補習教育又は学校教育若しくは学校補習教育か、他の教育又は補習教育の措置への参加が可能とされるものとする。第1文及び第2文に基づく活動は、他の行刑上の措置への参加によって中断されないものとする。
- (4) 受刑者には、そうすることが、釈放後生業に従事するための能力を付与し、助長し、又は保持する目的に役立ち、かつ、行刑の主要な基礎に反しないときは、自営職業活動を許すことができる。施設は、受刑者に帰属する報酬が受刑者のための貸方として施設に振り込まれることを要求することができる。

- (5) 教育的措置は、施設外で認められている要求と同様に、拘禁の見込まれる期間に行わなければならない。受刑者は、釈放後に、取得した資格を活用することができるものとする。権限を有する官署とともに、適時に協働しなければならない。
- (6) 第3条に基づく措置の準備又は実施のために、ドイツ語を十分に解さない受刑者は、ドイツ語課程への参加が可能でなければならない。
- (7) 受刑者は、第13条第2項及び第4項から第6項までの尺度に従って、施設外での学校教育及び学校補習教育又は職業教育及び職業補習教育、再教育又は作業が、第13条第3項第2号に基づく外部通勤の枠組みで、追求されなければならない。第4項第2文は、この場合に準用する。
- (8) 教育措置に対する修了証又は証明書は、拘禁の事実を含まないことが許される。
- (9) 受刑者が6月の期間にわたって第3項に従って従事したときは、受刑者は、ここから、申請に基づき、10日間の作業日が免除される。その際、受刑者が病気を理由として妨げられた期間は、半年の間に3週間まで従事期間として考慮される。その他の休業期間(Fehlzeiten)は、第1文の期間の経過を停止する。受刑者は、第1文に従って、免除の期間、最後に算入される収入を引き続き得る。免除の請求権は、免除が半年の間にその成立について要求されなかったときは、失効する。第1文に従って、免除の期間、第13条第3項第4号に基づく拘禁の免除は、作業期間に当たる限りで考慮される。

第28条 交代 (Ablösung)

- (1) 受刑者は、次の場合には、割り当てられた活動から交代され得る。
 1. 受刑者が要求に従わなかったとき、
 2. 受刑者が活動の受入れ又は実行を拒否するとき、
 3. このことが、編入任務を満了するために必要であるとき、又は
 4. このことが、施設の保安又は規律の理由から必要であるとき。
- (2) 受刑者は、第1項第2号に従って、又は第1項第4号に従ってその態度に基づき、交代されるとき、3月活動しなかったと見なされる。

第29条 特別な教育措置の修了

(1) 施設は、申請に基づいて、以下の場合に、執行中に開始された教育措置を受刑者が出所後も継続し、修了することを許すことができる。

1. このことが、他の方法では達成できず、又は過大な負担ではない場合、
2. このことが、編入のために必要である場合、
3. 措置の修了が出所時まで残りわずかである場合、及び
4. 施設の保安及び規律の理由と衝突しない場合。

このために、受刑者は例外的に自由意思で、収容状況が許容する限りで、出所時を超えた後も施設に留まり、又は、再び受け入れられることができる。

(2) これらの人々のために、執行の措置が直接強制によって実行されないという基準に対応しながら、この法律の規定が適用される。家宅不可侵権 (Hausrecht) は、これによって修正を受けない。

(3) 施設の保安又は規律が危険にさらされている場合、許可は常に取り消され得る。

第5章 余暇、運動

第30条 余暇時間の形成

(1) 受刑者は、その余暇時間に、自己責任に基づき、十分に、労作する機会を与えられる。

(2) 施設は、適切に整備された図書館を備えなければならない。受刑者は、適当な範囲において、個人の新聞紙及び雑誌を施設の負担で購入することができる。第19条第1項第2文は、この場合に準用する。その頒布が刑罰又は過料の対象となる新聞紙及び雑誌は、除外される。新聞紙又は雑誌の特定の号又は部分は、それが編入又は施設の保安若しくは規律を著しく危うくするおそれがあるときには、受刑者に交付しないことができる。

(3) 受刑者には、テレビ放送を視聴し、及びラジオ放送を聴取する機会が与えられなければならない。

(4) 受刑者は、自己のラジオ受信機及びテレビ受像機並びに適切な範囲において、研修又は自由時間労作のために、書籍その他の物品を所持することができる。居室

における他の電子的機器は、第1文に掲げられた目的のために、個別の場合に許される。第1文及び第2文に掲げる物品の保管は、施設によって定められる。第19条は、この場合に準用する。

(5) ラジオの聴取及びテレビの視聴は、施設の保安又は規律の維持のために許容できないときは、一時的に停止され、又は個々の受刑者に対して禁じられる。

第31条 運動

受刑者は、その自由時間に、運動を行う機会を有する。このために、十分な提供が行われなければならない。

第6章 宗教活動及び宗教教誨

第32条 宗教活動及び宗教教誨

(1) 受刑者に対して、宗教教誨及び宗教上の活動は、その宗教団体によって可能にされなければならない。その者の希望により、宗教団体の教誨師と連絡を取ることについて援助が与えられなければならない。

(2) 受刑者には、適当な範囲において、宗教上使用する物品が与えておかれなければならない。第19条第1項第2文は、この場合に準用する。基本的な宗教上の信書は、重大な悪用の場合にのみ、剥奪することができる。

(3) 受刑者は、その宗派の礼拝及びその他の宗教活動に参加する権利を有する。他の宗教団体の宗教活動に関して、教誨師が承諾するときは、受刑者は参加が許される。そうすることが主として施設の保安及び規律の理由に基づくときは、受刑者を参加させないことができる。教誨師は、事前に意見を聞かれるものとする。

(4) 世界観を共有する団体の構成員については、第1項から第3項までを準用する。

第7章 受刑者の外部交通

第33条 原則

(1) 受刑者は、この章の規定の枠組みにおいて、施設外の人々と交流する権利を有

する。受刑者の、刑法典第11条第1項第1号の意味における親族との接触は、特に必要とされる。

(2) 施設の指揮機関は、以下の場合に接触を差し止めることができる。

1. 特定の者との交通で、施設の保安又は秩序が危険にさらされている場合、
2. 刑法典第11条第1項第1号の意味における受刑者の親族でない者で、受刑者に悪影響を有し、若しくはその編入を妨げられ、又は接触が過激派の行動様式を目指すことにつながるものが懸念される場合、
3. 犯罪行為の被害者で、接触がこれに悪影響をもたらすことが懸念される場合。

(3) 弁護人との面会及び信書の発受は保障されなければならない、すべての弁護人との交通は、監視することが許されない。刑事訴訟法第148条第2項及び第148条aは、この場合について準用する。第1文は、受刑者に関連する法律問題において、委任された弁護士及び公証人に対して準用する。

(4) 刑事訴訟法第119条第4項第2文に掲げられた者及び地位の者との接触は、次の場合には監視されない。

1. 口頭でのコミュニケーションにおいて、接触を持つ人物の身元が疑いの余地なく明らかである場合
2. その時の職務ポスト (Dienststiz) に手紙が発出され、差出人に適切に差し出される場合、又は
3. 受領される手紙において、差出人の身元に根拠のある疑いがなく、又は検閲ではない他の方法で処理することが可能である場合。

(5) 通信並びに手紙及び小包の発送にかかる費用は、受刑者が負担する。これについて、受刑者が、それができない状況ならば、施設は、理由がある場合に適切な範囲において、負担することができる。

第34条 面会

(1) 受刑者は、定期的に面会を受けることができる。合計時間 (Gesamtdauer) は少なくとも月に1時間とする。

(2) 面会は、その他に、編入に役立ち、又は個人、家族、法的若しくはその他重要な用務の遂行のために求められるならば、可能とされるものとする。

(3) 保安の原則から、面会は、第33条第3項及び第4項の場合にも、面会者が搜索を受け、又は検査を受けることを前提とする。第46条第1項は、この場合に準用する。

(4) 第33条第3項及び第4項の場合を除いて、面会者は、施設の保安若しくは規律の原則又は処遇の原則から、公然と監視される。会話は、それが個別の場合に第1文で述べた理由から求められる限りにおいてのみ、監視されることが許される。面会は、当事者がこの法律の規定に反し、又はこの法律に基づく関連する指示を警告にもかかわらず違反する場合に、中断することが許される。このことは、面会者の態度が受刑者に悪影響を与える場合にも適用される。面会を即座に打ち切ることが必要な場合は、警告を必要としない。物品は、面会の際に、許可があるときのみ受領することができる。このことは、弁護士及び第33条第4項による者の面会の際に、受領する文書及びその他の資料には適用されない。

(5) 面会の視覚による監視は、技術的な補助手段によっても行われ得る。記録は、施設の保安及び規律のために要請される限りにおいて、許容される。当事者は、第1文及び第2文による措置に基づいて事前に指示されなければならない。施設は、人の保護又は物品の引き渡しを避けるために要請される場合に、隔離設備 (Trennvorrichtung) の利用を指示することができる。必要性は、特に、原則として、第47条第3項の事例であるとき又は受刑者が他の理由から、不法に中毒手段を有していることや、そのようなものを消費しているという嫌疑をかけられているときに受け入れられる。

第35条 信書の発受

(1) 受刑者は、信書を発受する権利を有する。受刑者は、他に方法がない限りにおいて、施設によって信書の発受を仲介されなければならない。

(2) 第33条第3項及び第4項の場合を除いて、施設の保安若しくは規律の原則又は処遇の原則から要請される限りにおいて、信書は検閲される。第33条第3項及び第4項により検閲に付されない信書が、許容されない中身を含むという疑いがあるならば、受刑者の同意があり、受刑者のいる前で思想に関する内容の閲覧なしの視覚的確認が行われ、他の場合には、差出人に返送されるか、又は受刑者に返還される。

(3) 受領及び発出される信書は、折り返し、期限内に遅滞なく送付されなければならない。それにかかわらず、他と違って施設の指揮機関のために、信書を次の場合に差し止める。

1. 第33条第2項に掲げられた理由があるとき、
2. 信書の内容が、犯罪行為若しくは過料の構成要件に該当するか、又は手続の場合にそれらに該当するとき、
3. 信書が、不適切な、又は著しく施設状態を歪めた内容を含んでいるとき、
4. 信書が暗号文となっており、判読不能で理解できないとき、又はやむをえない理由によらず、外国語で書かれているとき。

発出する信書で、不正確な記述を含んでいるものは、受刑者が発出を要求するときは、添書を同封することができる。信書が差し止められるとき、そのことは受刑者に通知される。差し止められた信書は、差出人に返送されるか、このことが不可能、又は特別な理由で実行できない限りで、施設によって保管される。

第36条 通信

- (1) 受刑者には、電話することを許すことができる。重要な理由から、受刑者は、施設の仲介によって、監視の下、他の連絡手段を利用することができる。
- (2) 電話による会話及びその他の口頭のコミュニケーションに関して、第34条第4項は、この場合に準用する。それに対して監視が行われるならば、受刑者及び会話相手は、会話を始める前に、これについて指示されなければならない。書面によるコミュニケーションに対しては、信書についての規定が準用される。
- (3) 通信システムが整備されるとき、第33条第3項及び第4項の場合におけるほかは、それへの関与は、受刑者及び他の面接当事者が抜き打ちで行う可能性がある通信の監督に同意することにかからせることができる。面接当事者は、接続の確立後、直接的に行う可能性のある監督を指示されなければならない。
- (4) 受刑者の、施設の敷地での通信機器 (Mobilfunkengeräten) 及びその他の機器の所持及び操作は禁止される。施設は、周波数の確認、妨害又は抑制のために、施設の敷地で、許可されていない通信、特にモバイル通信 (Mobilfunkverkehr) の確立に役立つ機器を操作することができる。施設の敷地外での周波数の利用が、著し

く妨害されることは許されない。

第37条 小包

(1) 小包の受領は、施設の許可を必要とする。施設は、発送と個別の物品に関して、時期及び上限量を設定することができる。食品及び嗜好品の入った小包の受領は、受刑者には許されない。物品の除外に関して、第19条第2項はこの場合に準用する。小包の受領は、施設の保安又は規律を危険にさらすことが否定できないとき、拒否され得る。

(2) 小包は、受刑者の面前で開けられなければならない。除外された物品は、その者の領置物とし、又は送付者に返送することができる。その送付又は保管に当たり、それによって人が傷つけられ若しくは物的損害を生じる可能性のあるとき又は容易に傷みやすいときは、廃棄することができる。これにより執られた措置は、受刑者に告知される。

(3) 受刑者は、小包の送付をすることが許される。施設は、施設の保安及び規律の理由から、その内容を調べることができる。

第8章 作業及び教育の承認、受刑者の金銭

第38条 作業報酬及び教育

(1) 第27条第3項第1文により、作業能力を有する者は、作業報酬を得る。作業時間の全部又は一部で第27条第3項第2文による措置に参加する受刑者は、このために、他の給付の請求権を持たない限りにおいて、そのような動機から自由社会の人々に与えられる教育補助金を得る。

(2) 第1項による報酬の算定は、社会法典第4編第18条による受給額の9%（基準報酬）に基礎を置かなければならない。日額は、基準報酬の250分の1とするが、報酬は、時給額によっても算定することができる。

(3) 報酬は、受刑者の措置及び給付の各方法により、段階分けすることができる。刑執行法及び刑法に関して権限を有する官庁又は大臣は、法規命令によって対応する報酬段階を設定し、時間給及び能率給における報酬並びに手当の保障を規定す

ることができる。

- (4) 教育補助金又は作業報酬の額は、受刑者に書面で通知される。
- (5) 失業保険に対する保険料が支払われなければならない限りにおいて、受刑者が被雇用者として収入を受け取ったときに、作業報酬又は教育補助金から受刑者の負担に見合った保険料を天引きするものとする。

第39条 作業及び教育の追加の承認

(1) 第38条による報酬と並ぶ追加の承認として、受刑者は、以下のことを求める申請ができる。

1. 第2項第1文による、その他の免除、
2. 第2項第2文による、拘禁からの免除又は
3. 第2項第3文による、釈放時の前倒し。

受刑者が申請をしないならば、第3号が適用される。その他に、受刑者は手続費用の免除を以下の場合に申請することもできる。

1. 第5項第1号、及び
2. 第5項第2号による被害弁償の場合。

(2) 第27条第9項による免除にかかわらず、受刑者は、第27条第3項による活動に連続して3月従事するごとに、2日間の免除を得る。この免除は、拘禁の免除(第13条第3項第4号)の形式で保障され得る。第13条第2項及び第4項から第7項まで、並びに第14条は、この場合に準用する。第1項により取得された免除日を、釈放時に考慮されることを求める権利はない。

(3) 第1項第1文第3号による前倒しは、次の場合には、行われない。

1. 受刑者が、自由刑の残刑の執行猶予に当たり、裁判所の決定する釈放までの残された期間では、不可能なとき、
2. このことが、刑事訴訟法第454条第1項第5文により、裁判所から指示されたとき、
3. 刑事訴訟法第456条a第1項により、執行から予測されるとき、
4. 受刑者が拘禁から恩赦によって釈放されるとき、
5. 終身自由刑が執行され、釈放時がなお定まっていないとき。

(4) 第3項の場合に、受刑者はその釈放に当たって、追加的に、受刑者が従事した、免除日の保障に対する根拠であった活動に対して得る収入の100分の15の額で補償を受ける。第3項第5号の場合を前提とするならば、釈放がこの時点より前に求められない限りにおいて、補償の支払いは、すでに、領置金に対して、いわゆる自由剥奪を受ける10年ごとの服役により積み立てられる。

(5) 受刑者は、このことがヘッセン州の権限に属する限りにおいて、刑事訴訟法第464条aの意味で、刑事手続の主な費用の免除を請求する権利を次の場合に得る。

1. 6月ごとに第27条第3項による活動を行ったときであり、この期間に支払われる報酬の、多くとも基本費用に対して100分の5の額である場合、又は、
2. 施設の仲介の下、第38条により、負担される支払いの半分の額において、その報酬から被害弁償を負担する場合。

(6) 第2項第1文及び第5項第1号に関して、第27条第9項第3文及び第4文は、この場合に準用する。

第40条 自資金 (Hausgeld)

(1) 受刑者は、その者の第38条による報酬のうちから毎月7分の3を自資金として所持する。

(2) 自由な労働関係に置かれ、又は自営職業活動が許されている受刑者については、その者の収入又は所得から適当な自資金の額が定められる。

第41条 小遣金 (Taschengeld)

(1) 受刑者がその者の責めによらないで、第27条第3項による活動を求めないときは、受刑者に必要な限りにおいて、申請に基づいて小遣金が受刑者に保障される。

(2) 小遣金は、第38条第2項により、月に報酬の100分の14までであり、自資金及び領置金から報酬に対してこの額に満たない額である。

第42条 更生資金

(1) この法律に規定されている収入及び自由な労働関係に置かれ、又は自営職業活動が許されている受刑者の収入又は所得から、釈放後最初の4週の間における受刑

者及び被扶養者にとって必要な生活費を確保する更生資金が用意されなければならない。

(2) 更生資金は、受刑者に自由社会への釈放に際して支払われる。受刑者が更生資金を目的から外れた使用をすることに根拠があるならば、施設は、釈放後最初の4週の間、受刑者に対して一部又は全部の管理のために保護観察に委託することができる。

(3) 施設の指揮機関は、すでに釈放前に、受刑者の編入に役立つ出費のために更生資金が請求されることを許すことができる。代替自由刑の取消しのための使用は許される。

第43条 拘禁費用分担金

(1) 刑事訴訟法第464条 a 第1項第2文の意味において、犯罪行為 (Tat) に対する刑その他の処分 (Rechtsfolgen) の執行にかかる費用の一部として、施設は、受刑者から拘禁費用分担金を徴収する。

(2) 拘禁費用分担金は、受刑者が次に該当する場合には、徴収されない：

1. 第38条による報酬金を受けるとき、
2. その者の責めによらないで第27条第3項又は第4項による活動を行わないとき、又はこれについて義務づけられていないとき。

第1文第2号は、受刑者が年金又はその他の定期的な収入を得るとき、適用されない。しかし、受刑者には平日の基準報酬 (第38条第2項) の額がそのままに留められなければならない。

(3) その他の点で、拘禁費用分担金の徴収から、全部又は一部を、特別な理由、特に、生活費の支払い、被害弁償、その他の借金の返済又は編入に向けた特別な出費に関する要請のために、免除されることができる。

(4) 拘禁費用分担金は、社会法典第4編第17条第1項第1文により、現物給付の見積もりに関する平均の額で徴収される。監督官庁は、毎年、額を設定する。

(5) 受刑者は、施設の基本的給養を上回る司法実行費用を適当な範囲で負担し得る。このことは、特にその者自身が所持し、利用する物品の管理費用に関して妥当する。彼らはさらに、望まれる施設の給付の要求により、又はその者に仲介される第三者

の給付により生じる費用を負担しなければならない。

第44条 領置金 (Eigengeld)

- (1) 第38条による報酬金又は自由な労働関係に基づく収入は、受刑者が施設に出資し、又は施設に対して第三者によって支払われる金銭のように、自資金、拘禁費用分担金又は更生資金として要求されず、領置金として〔その者の〕貸方に記入されなければならない。受刑者は、これらが更生資金として不可欠ではない限りにおいて、その者の領置金を自由に使用できる。
- (2) 受刑者に対して、年に2回、特別な機会に、施設の許可により特別購入の目的のための金銭が払われ得る。加えて、施設の指揮機関は、目的と結びついた払い込みを、新規購入、医療的給付、情報の自由の保障又は受刑者の編入に役立つ出費のために第三者に許すことができる（目的と結びついた領置金）。

第9章 保安及び規律

第45条 原則、行動規定

- (1) 施設の保安及び規律は、標準的に、編入任務の遂行へと形成された施設生活に寄与する。施設における秩序ある共同生活に対する受刑者の責任観念は、喚起され、かつ、強化されなければならない。
- (2) 施設の保安及び規律の維持のために受刑者に課される義務及び制限は、それがその目的と適当な関係にあり、かつ、受刑者を必要以上に多く、かつ、長く侵害することのないように選択されなければならない。保安及び規律の保障のために、居室外での受刑者の公の視覚的監視は、技術的な手段によって行われ得る。第34条第5項第2文及び第3文は、この場合について準用する。
- (3) 受刑者は、施設の日課に従わなければならない。受刑者は、行刑職員、同衆受刑者及びその他の者に対する自己の行動により、秩序ある共同生活を乱してはならない。
- (4) 受刑者は、行刑職員の指示に従わなければならない。受刑者は、その者に指定された場所を許可なく離れてはならない。

- (5) 受刑者は、居室及びその者に施設から交付された物品を整頓し、かつ、大事に扱わなければならない。
- (6) 受刑者は、人に対する著しい危険又は施設の保安若しくは規律への著しい障害となる事態を遅滞なく届け出なければならない。

第46条 捜検 (Absuchung)、検査 (Durchsuchung)

- (1) 受刑者、その者の物品及び居室は、技術的な、又はその他の補助手段によっても捜検及び検査することができる。受刑者の検査は同性の立会いの下においてのみ、行うことができる。羞恥感情に配慮しなければならない。
- (2) 危険が差し迫っている場合又は個別の事案において施設長の指示がある場合のみ、脱衣を伴う身体検査を行うことが許される。体腔の検査は、医師の職員によってのみ行うことが許される。第1項第2文及び第3文は、この場合に準用する。検査は、第三者から見えない場所で実施されなければならない。他の受刑者が居合わせることは許されない。
- (3) 第2項第1文にかかわらず、施設の指揮機関は、受刑者が、その収容時、面会者との接触前後及び施設外から戻る前後に、第2項により検査されなければならないことを指示できるが、個々の場合に、特別の事情に基づいて保安又は規律に対する危険がないように思われるとき、脱衣は行われない。
- (4) 第1項第1文により居室の検査時に、受刑者が第33条第3項及び第4項による信書と称する資料について、内容を閲覧することなく、禁止された物品の定期的検査を行うことが許される。

第47条 薬物乱用の撲滅 (Bekämpfung des Suchtmittelmissbrauchs)

- (1) 薬物乱用の撲滅のために、検査が実施される。
- (2) 監督は、これが施設の保安又は規律の維持、編入任務の達成、又は健康維持のために提供されるとき、一般的に指示することができる。受刑者が不法な薬物を所持し、又はそのような物を消費している嫌疑をかけられているとき、個々の受刑者に対して、監督を指示することができる。
- (3) 十分な理由なく、監督の実施への協力を拒否する受刑者の場合、原則として、

薬物の自由が与えられていないことを出発点とする。

(4) 受刑者が、積極的な管理の結果、麻薬の乱用を認めないとき又は検査の処置をするべき疑いがあるときに処置を認めないとき、外部の専門家によって管理調査が実施されなければならない。積極的な管理結果が現れるとき、又は調査の処置が行われるとき、受刑者は、追加調査の費用を負担しなければならない。

第48条 写真証明書 (Lichtbildausweise)

施設は、施設の保安又は規律を理由として必要とするとき、写真証明書を付けることを受刑者に義務づけることができる。証明者は、釈放又は移送の際、他の施設で入手し、及び破棄しなければならない。

第49条 逮捕権

逃走し、又はその他に許可なく施設外に留まった受刑者は、施設によって、又はその指示に基づいて、引き続き追跡の枠組みで逮捕し、施設に送還することができる。

第50条 特別の保安上の処置

(1) その者の行動により又はその者の精神的状態に基づき、高度に逃走の危険、人若しくは物に対する暴行の危険又は自殺若しくは自傷の危険が存するときは、受刑者に対して特別の保安上の処置を指示することができる。

(2) 特別の保安上の処置としては、次のものが許される：

1. 物品の剥奪又は留置、
2. 技術的手段を含む、受刑者の監視、
3. 他の受刑者からの隔離、
4. 戸外に出ることの禁止又は制限、
5. 危険な物品のない特に堅牢な居室における収容、及び
6. 戒具の使用。

(3) 第2項第1号、第3号から第5号までによる処置は、第三者による解放の危険又はその他の施設規律の著しい障害を他の方法によっては防止できないときにも、

許される。同じことは、受刑者が過激派の行動様式を目指すとき、第2項第1号、第3号及び第4号に基づく措置に当てはまる。

(4) 連行、引致又は護送(Transport)に当たり、予定される職員による監視が逃走の危険又は人に対する攻撃を排除するには十分でないときにも、戒具の使用が許される。第1文の意味における監視は、特別な事情により、個別の場合に、第1文に掲げられた危険が戒具の使用がなくとも問題がないように思われる場合を除いて、原則として、次の場合には十分ではない。

1. 第13条第6項に掲げられた期間になお達していないとき、
2. 特に、医療的給付の場合に、不可欠な措置が短期間であるがゆえに総合的な見通しが立てられないとき、
3. 必要な保安が整っていない事実上の状態が、前もって決められない場所で措置が行われるとき。

戒具の使用は、第16条第1項による釈放準備に役立つ連行の場合に、そうすることが、第1文に掲げられた危険の防止のために不可欠であるときに限り、許される。

(5) 原則として、戒具は、両手又は両足にのみ使用することができる。受刑者の利益のために、施設の指揮機関は、異なる方法による拘束〔訳注一例え、拘束衣又は拘束ベッド〕を指示することができる。

(6) 第2項第2号に基づく、技術的手段による受刑者の監視に関して、第34条第5項第2文及び第3文は、この場合に準用する。技術的手段の使用の下での持続的な監視は、自殺又は自傷の危険を回避するために必要であり、その限りにおいてのみ許される。夜間の警戒体勢(Abdunklung)は保障される。羞恥心は、できる限り配慮されなければならない。

(7) 24時間以上の隔離は、そうすることが不可欠であるときにのみ、許される。

(8) 特に堅牢な居室への隔離又は収容の間、受刑者は、特に保護されなければならない。受刑者は、その他に、拘束されるときは、常時、監視されなければならないが、固定ベッド(Fixierliege)で戒具を使用する場合には、見張り(Sitzwache)が立てられなければならない。30日以上、又は12月のうち3月以上の隔離は、監督官庁の同意を必要とする。

第51条 特別の保安上の処置の命令、医療上の監督

- (1) 特別の保安上の処置は、施設の指揮機関が指示する。差し迫った危険に際しては、施設の他の職員も、この処置を仮に指示することができる。施設長の決定は、遅滞なく得られなければならない。
- (2) 指示の前に、それについて根拠となる理由があるときは、医療又は心理学職員の意見が得られなければならない。差し迫った危険に対して、このことが可能でないときは、その意見は、遅滞なく事後的に得られる。受刑者が日常的に戸外に出ることを禁じられるとき、又は24時間以上、隔離されるとき、医療職員の意見は、少なくとも3日後及び適切な間隔の後には、得られなければならない。
- (3) 特別の保安上の処置は、その目的に必要な限りにおいてのみ、継続することができる。検査は、適切な間隔で行われなければならない。
- (4) 受刑者が特に堅牢な居室に収容され、又は戒具を使用されたときには（第50条第2項第5号及び第6号）、医療職員は、直ちに、及びその後で、原則として毎日、その者を訪れる。このことは、連行、引致又は移送の間における戒具使用の場合には適用されない。
- (5) 特別な保安上の処置は、受刑者に対して説明されなければならない。処置の命令及び実行は、医療及び心理学職員の関与も含めて、書面で記録されなければならない。
- (6) 第50条第2項第5号及び第6号による特別な保安上の処置は、3日を超えて継続されるときは、監督官庁に遅滞なく報告されなければならない。

第52条 費用の賠償

- (1) 受刑者は、故意又は重大な過失に係る自傷、他の者への傷害又は他人の物の破損により生じさせた費用を、施設に対して賠償する義務を負う。同じことは、受刑者が事前に同意していたことが明らかで、事実上、故意に処遇措置を拒むとき、施設がこれについて、すでに、これ以上、課している義務付けに結び付けない場合に当てはまる。その他の法規に基づく請求権は、これによって修正を受けない。
- (2) 施設は、通知によって受刑者に対して権利を主張することができる。この要求が許される場合、自資金（第40条）の額を超える分は、日数罰金の3倍の基準報酬

(第38条第2項)も要求することができる。

(3) 第1項において上述した要求に対して、それによって、編入任務の達成が危うくなるときは、賠償又は執行を見合わせなければならない。

第10章 直接強制

第53条 直接強制

(1) 直接強制とは、有形力、その補助手段及び武器による人又は物に対する作用をいう。有形力とは、人又は物に対するすべての直接的な身体的作用をいう。有形力の補助手段とは、主として戒具をいう。武器とは、職務上許された剣及び銃器並びに刺激剤をいう。

(2) 行刑職員は、行刑上及び保安上の処置(Vollzugs- und Sicherungsmaßnahmen)を適法に実施し、かつ、それによって追及する目的を達成することができない場合には、直接強制を行うことができる。受刑者以外の者に対しては、その者が受刑者を解放すること若しくは施設区域に不法に侵入することを企てたとき、又はその者が不法に施設区域内にとどまるときに、直接強制を行うことができる。他の法規に基づく直接強制の権限は、これによって修正を受けない。

(3) 複数の可能かつ適当な直接強制の処置の中から、個人及び一般を侵害することが最も少ないと予見されるものが選択されなければならない。直接強制は、それによって見込まれる損害が、達成しようとする効果と均衡を失すると認められるときには、行われない。

(4) 直接強制は、あらかじめ警告されなければならない。警告は、事情がそれを許さない場合、特に、危険を防止するために迅速な強制手段の実施が不可欠である場合に、行わないことができる。

第54条 銃器の使用

(1) 銃器は、

1. 身体又は生命に対する現在の違法な攻撃を防止するため、又は
2. 逃走を挫折させ、若しくは逮捕するため

にのみ、直接強制の他の処置では効果がなかったか、又は効果が期待されない場合に、受刑者に対して使用することができる。銃器は、指定された行刑職員のみが、攻撃又は逃走を不可能にする目的で、使用することができる。その使用は、局外者がそれにより危うくされるおそれが高度の蓋然性をもって認められるときには、行われぬ。銃器の使用は、あらかじめ警告されなければならない。威嚇射撃も、警告とみなされる。銃器は、第1文第1号に基づく攻撃を防止するために不可欠である場合にのみ、警告なしに使用することができる。

(2) 開放施設に収容されている受刑者の逃走を挫折させるために、銃器が使用されてはならない。

(3) その他の者に対しては、銃器は、その者が受刑者を暴力により解放しようとし、又は暴力により施設に侵入しようとする場合に使用することができる。第1条第2文から第6文及び第2項は、この場合に準用する。

第11章 懲戒処分

第55条 懲戒処分

(1) 懲戒処分は、受刑者が違法に、かつ有責的に次の行為を行った場合に命じることができる。

1. 刑法に違反し、又は規律違反行為を犯す。
2. 第27条第3項によって指定された活動を行わない。
3. 第20条第1項による必要な許可を得ず、物品を施設に持ち込み、持ち込ませ、受け取り、所持し、又は手渡す。
4. 逃走する、又は逃走しようと試みる。
5. 許可なく、麻酔剤又は他の酔い心地になる物質を製造し、消費し、又は第47条第2項による統制を拒絶し、若しくはごまかす。
6. この法律又はこの法律に基づいて受刑者に課されるその他の義務に、たびたび又は深刻に違反する。

(2) 許される懲戒処分は、次のとおりである。

1. 叱責 (Verweis)、

2. 4 週までの共通の自由時間又は 3 月までの個別の自由時間の行事からの除外、
 3. 3 月までのテレビ視聴の制限又は禁止、
 4. 3 月までの自由時間労作のための物品の制限又は禁止、
 5. 3 月までの自資金の使用及び物品購入の制限又は禁止、
 6. この法律に規定された収入の停止の下における 4 週までの作業の禁止、
 7. 開放行刑の措置の提供に当たって、3 月までの外出時間の制限又は禁止及び
 8. 2 週までの閉居罰 (Arrest)。
- (3) 他の措置が十分であるように思われるときには、適切な場合に、懲戒処分は行わないことができる。さらに、同じ理由から指示された特別の保安上の処置が考慮されなければならない。
- (4) 懲戒処分は、同一の違反行為によって刑事手続又は過料手続が開始される場合にも、許される。叱責は、社会奉仕作業を課す命令にも結び付けられ得る。閉居罰は、深刻で頻繁に繰り返される違反行為に対してのみ科される。

第56条 手続及び執行

- (1) 懲戒処分は、施設の指揮機関が命じる。他の行刑施設への移送の間に違反行為を起こす場合、管理の権限はこの施設にある。施設の指揮機関に対する違反行為が取り締まられるとき、監督官庁は決定を下す。
- (2) 事実関係解明の枠組みにおいて、不利な事情と同様に責任を軽減する事情についても調査されなければならない。受刑者の言い分は、聴取される。受刑者は、意見を述べる事が許されていることを告知されなければならない。事実取調べ (Erhebung) は調書に記録され、受刑者の弁解 (Einlassung) は書き留められる。重大な違反の場合には、カンファレンス (第75条第3項) の決定に先立って、関与するものとする。第51条第2項第1文及び第2文は、この場合に準用する。決定は、受刑者に対して口頭で告知され、かつ、簡単な理由を付した書面が作成される。
- (3) 懲戒処分は、通例、ただちに執行される。懲戒処分は、完全に、又は部分的に 6 月まで執行を猶予することができる。自資金を制限又は剥奪するならば、この間に生じる自資金は、更生資金に加算されなければならない。他の行刑施設にいる受

刑者又は、未決勾留施設にいる受刑者に対して指示される懲戒処分は、求めにより執行される。第2文に基づく権限は、要請される施設にも与えられる。

(4) 閉居罰の期間中、受刑者は隔離される。受刑者は、そのために特別な閉居罰室 (Arrestraum) に収容され得るが、その閉居罰室は、昼夜の収容のために指定された居室に必要とされる条件に適合しなければならない。別段の指示がなされない限り、第19条第1項第1文、第22条第2項第1文、第27条第1項から第3項、第4項第1文、第6項、第7項第1文並びに第9項、第30条第1項、第2項第2文、第3項並びに第4項第1文及び第2文かつ第31条第1文による受刑者の権能は、停止する。閉居罰が執行される前には、医師の意見が求められなければならない。閉居罰の間、受刑者は、医師の監督の下にある。閉居罰の執行は、受刑者の健康が危うくされるおそれがあるときには、行われず、又は中断される。

第12章 不服申立て

第57条 不服申立権

(1) 受刑者は、自己が関係する案件について、施設の指揮機関に対して、希望の開陳 (Wünsche)、問題の提起 (Anregungen) 及び不服申立て (請願書の提出) をする機会を与えられる。侮辱的な性質を有し、又は単なる繰り返しである請願書の提出があったときは、その問題に回答する必要はない。受刑者は、その理由について伝えられなければならない。

(2) 受刑者が、施設を訪問する管轄の監督官庁の職員に、個別の案件について相談できることを保障されなければならない。

(3) 職務監督権者への不服申立て (Dienstaufsichtsbeschwerde) を行い得ることは、これによって修正を受けない。

第13章 情報保護

第58条 身上関係情報の処理に関する適法性

(1) 施設及び監督官庁は、そうすることが自由刑の執行のために必要であり、法規

定がそうすることを予定しており、若しくはやむを得ず前提としており、又は本人 (Betroffenen) が同意したことに疑いがないときに限り、身上関係情報 (personenbezogene Daten) を収集し、及び再度の処理を行うことができる。以下の規定において、異なる内容が定められていない限り、2011年5月20日の法律 (GVBl. I S. 208) によって改正された、1999年1月7日版のヘッセン州情報保護法 (GVBl. S. 98) の規定が補足的に適用できる。

(2) 執行の確保のため、施設の保安若しくは規律の維持のため又は身元確認のために、受刑者に知らせた後に次のものが許される：

1. 指及び掌の生物学的情報の把握、
2. 写真の撮影、
3. 外面的な身体特徴の確認及び
4. 身体測定。

(3) 受刑者の人柄に関して収集された、及び自由刑の執行のために必要なすべての情報は、第2項により収集されたものも含め、電磁的にも扱われ得る受刑者身分帳簿に収録されなければならない。健康状態に関する情報並びに第61条第2項及び第3項に記載されたその他の身上関係情報は、身分帳簿によって分離されなければならない。

(4) 個々の行刑職員並びに第61条第3項、第76条第1項第2文及び第3文、第77条第1項及び第81条に掲げられた者は、自らに課された任務遂行のため、又は第76条第4項による協働関係のために必要である限りにおいて、身上関係情報を入手することができる。

(5) 施設は、施設への接近を求めるすべての者の身元を確認する権限がある。

(6) 施設の保安及び規律の維持のためにそうすることが必要な限りにおいて、施設の外部領域は、技術的な補助手段によって公的に監視され得る。監視について、適切な形式が指示されなければならない。第34条第5項第2文は、この場合に準用する。

第58条 a 施設外の者の検査

(1) 施設において、働くことになる者並びに施設又は監督官庁のために雇われてお

らず、及び他の官庁の委託で出入りを必要としているわけではない者は、保安上の懸念がないときにのみ、この活動に従事することが許される。これについて、施設は、当事者の同意によって、信頼性についての検査を行う。施設は、そのために次のことができる。

1. 連邦中央登録簿法第41条第1項第1号による情報の入手、
2. 警察署及び、個別の場合に必要な限りにおいて、州憲法擁護庁の判断の照会。

緊急の場合、例えば、短期間に不可欠の改修作業が行われる場合に、検査が不可能であるとき、それに対応して、その者の監視は、施設での活動に当たり、行われなければならない。2014年12月19日のヘッセン州保安審査法 (GVBl. S. 364) の規定は、これによって修正を受けない。

(2) 第33条第3項及び第4項の場合を除いて、施設は、受刑者面会又は施設面会の許可を望む者にも、その者の同意によって、信頼性検査を行う。第1項第3文は、この場合に準用する。その際、施設は、第1項第3文第2号に掲げられた官庁、受刑者のために受刑者面会の許可を望む者に通知する。

(3) 施設が保安に関係する情報を知るとき、当事者は活動又は面会が許可されないか、制限の下でのみ許可される。同じことは、当事者が信頼性検査への同意を拒むときに当てはまる。

(4) 第1項及び第2項にいう人物は、信頼性検査の理由について、第1項及び第2項に基づき、可能な範囲で、及び第3項に基づく法律効果について、同意に関する問い合わせによって教えられなければならない。

(5) 検査の範囲内で知り得た情報は、情報提供についての他の法律上の規定に基づいて、許容されていない、又は規定されていない限りにおいて、第3項に基づく決定の検査に関して、権限を有する裁判所の例外を除いて、第三者に提供されてはならない。

(6) 信頼性検査は、原則として、5年の期間の経過後、繰り返されなければならない。信頼性検査は、新たな保安に関係する情報がこのことを求めるときは、それについて繰り返すことができる。

第59条 情報収集

(1) 身上関係情報は、原則として、受刑者に知らせた後に、本人から収集されなければならない。本人に通知せずに、他の者又は官署から身上関係情報を収集することが許されるのは、ヘッセン州情報保護法第12条第2項及び第3項又は本条第2項の要件を前置しているときのみである。

(2) 受刑者でない者についての情報は、それが編入若しくは保安の任務又は施設の保安の確保のために必要であり、及び収集の方法が本人の保護すべき利益を侵害しないときにのみ、本人に通知せずに、施設又は監督官庁の外部の者又は官署から収集することができる。

(3) 本人から身上関係情報が収集されるとき、ヘッセン州情報保護法の第12条第4項及び第5項における特定の説明義務、指摘義務及び通知義務が顧慮されなければならない。他の者又は非公共的地位にある者 (nicht-öffentliche Stelle) から情報が収集されるとき、このことは、情報開示を義務づける法規定について、さらに、申立ての自由について、注意を喚起しなければならない。

第60条 目的の拘束及び情報提供

(1) 身上関係情報は、それが収集されていない、又は記録されていない場合にのみ処理され、特に、伝えられる。それは、ヘッセン州情報保護法第12条第2項又は第3項の場合であり、又は、このことが次の場合に必要な限りにおいて認められる。

1. この法律による措置に対する裁判手続において、
2. 刑の執行の措置又は刑執行法上の決定のため、
3. 裁判補助、保護観察又は行状監督の処分のため、
4. 釈放準備及びアフターケアの措置の準備及び実行のため、
5. 恩赦事件 (Gnadensachen) における決定のため、
6. 社会法上の措置のため、
7. 受刑者の親族 (刑法典第11条第1項第1号) のための援助措置の開始のため、
8. 軍人の入隊及び除隊に関連する連邦国防軍の職務上の処分のため、
9. 外国人法による処分のため、
10. 課税の実施のため、

11. 監督及び統制権限の行使のため、並びに教育及び試験目的のため、又は
12. 法律で定められた司法の統計のため。

(2) 面会及び信書発受の監督の際及び小包の内容の監督の際に知り得た身上関係情報は、ヘッセン州情報保護法第12条第2項第1号、第3号若しくは第4号又は第1項第1号若しくは第2号の場合であるとき、又はこのことが施設の保安若しくは規律の保障のため、又は編入任務の遂行のために必要である限りにおいてのみ、処理することができる。

(3) 施設又は監督官庁は、ある者の拘禁事実、釈放の見込み及び時期について、次に掲げる事情がある限り、通知することができる。

1. このことが公的機関の任務を遂行するために必要であること、又は
2. ある者又は非公共的地位にある者からこの通知を受ける正当な利益について信頼できる申述がなされ、かつ、受刑者の保護すべき利益と対立しないこと。

さらに、第1文の要件の下、このことが犯罪行為と関連する法律上の請求権の確認又は実行のために必要であるときには、書面による申請に基づき、受刑者の財産関係又は帰住先住所についての情報も提供することができる。刑事訴訟法第406条dの要件の下、開放行刑の措置(第13条)の最初の許可についての通知も、施設によって行われ得る。受刑者は、第1文から第3文による通知に先立って、意見を求められる。ただし、それによって申請者の利益の追求が挫折させられ、又は著しく困難にされるおそれのあることが懸念される場合は、この限りではない。意見聴取が行われなかったときは、当該受刑者には、施設又は監督官庁の通知について、事後に知らされる。

(4) 身上関係情報書類は、他の施設、監督官庁、行刑、刑の執行及び刑法上の決定について権限を有する裁判所、並びに刑の執行及び刑事訴追官庁に対してのみ貸し出すことができるが、その他の公的機関への貸出しは、情報の提供が不当な出費を必要とし、又は書類の閲覧を求める官署の説明によれば、その任務遂行のために情報提供では不十分である限り、許される。このことは、行刑官庁により鑑定を委託された地位にある者又は官署への書類の貸出しについて、準用する。

(5) 施設又は監督官庁から提供された身上関係情報は、提供された目的のためのみ処理し、又は使用することができる。被提供者は、その情報をその他の目的のため

めに処理し、又は使用することができるが、それは、その情報がその目的のためにも提供されたであろうと推定される限りにおいてであり、非公共的地位にある者が被提供者である場合には、提供者である行刑官庁が同意したときのみこれを行うことができる。施設又は監督官庁は、非公共的地位にある被提供者に対して、第1文による目的の拘束について、注意を喚起しなければならない。

(6) 身上関係情報の提供は、第61条第2項、第65条第3項及び第5項に規定された制限又は特別の法律上の使用規定に反する限り、行われぬ。このことは、第1項第1号及び第2号により権限を有する裁判所が要求する、又は刑事訴訟法第119条第4項第13号に掲げられた官署の任務を遂行するために施設面会の枠組みで必要であるときには、適用されない。

(7) 提供の許可についての責任は、提供者である施設又は監督官庁が負う。提供が公的機関の要請によるときは、当該官署がその責任を負う。この場合において、提供者である施設又は監督官庁は、提供の許可について検討を要する特別の理由があるときを除き、提供要請が被提供者の職務範囲内のものであるか、及び提供が第2項及び第6項の規定に反しないかについてのみ、検討する。

第61条 特別な情報の保護

(1) 受刑者の宗教的信条又は思想的信条及び医師の診察の際に得られた身上関係情報は、施設内において、一般的に知られるようにされてはならない。受刑者に関するその他の身上関係情報は、そうすることが施設内における秩序ある共同生活のために必要である限り、施設内で、一般的に知られるようにすることができる。

(2) 刑法典第203条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号の意味で、施設に従事する者が、受刑者から秘密として打ち明けられた身上関係情報又は受刑者について以前から知り得ている身上関係情報は、施設及び監督官庁に対しても、秘匿される。第1文に掲げられた者は、そうすることが施設の保安のため又は受刑者若しくは第三者の生命及び健康に対する著しい危険を防止するために不可欠とする限り、施設の指揮機関に対してこれを開示する権限及び義務を有する。情報提供の権限は、受刑者が特定の行刑上の措置に参加する能力があるか、又は処遇措置に参加し、及び協力するか、確認することに関連する限りにおいても認められる。

(3) 第2項第2文及び第3文は、刑法典第203条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げられた、受刑者の調査、処遇又は福祉を委託された行刑外の者に対しても、開示の権限を有するという条件で、準用される。

(4) 受刑者は、入所の際に、第2項第2文及び第3項による開示権限及び開示義務について、教示されなければならない。第2項及び第3項によって開示された情報は、それが開示された目的のためにのみ、又は開示が許されたであろうとされる目的のためにのみ、かつ、これについて、不可欠な範囲においてのみ、処理することができる。

第62条 監督官庁による引き出し、一般的なデータファイル、機械的な情報提供及び引き出し手続の整備

(1) 監督官庁の任務遂行のため、施設に記録されている情報を引き出すことができる。

(2) 受刑者の人的関係についての情報、執行情報、行刑の経過に関する情報及び保安に関する情報は、監督官庁の一つで整備され、導入されたデータファイルに記録することができる。監督官庁は、必要である限りで、優先される計画のため、行刑の質の確保のため、又は個別的措施の実行のために、この情報を使用することができる。施設にとって、情報とは、それぞれの受刑者身分帳簿の部分である。請願書、情報の修正及び削除は、その都度、受刑者に対して権限を有する、又は受刑者が権限を有する施設によって行われる。このデータファイルからの身上関係情報の提供及び引き出しは、情報提供又は情報の引き出しの形式が、当事者の保護すべき利益及び提供目的遂行の考慮の下で、適切である限りにおいて、第60条第1項に掲げられた目的のために許される。

(3) 第2項による手続の形成には、ヘッセン州情報保護法第15条が適用される。

(4) 条約によって、他の州及び連邦との機械化された情報の結合は、第2項及び第3項に準拠してなされる。

第63条 情報保護

身上関係情報を含む書類及びデータファイルは、ヘッセン州情報保護法第10条に

準拠して、技術的及び組織的処置により、不法な干渉に対して保護されなければならない。受刑者身分帳簿、健康管理関係書類、病歴カルテ及び第61条第2項及び第3項に掲げられた身上関係情報は、その他の書類とは区別して取り扱われ、かつ、特に確実に保管されなければならない。

第64条 本人への情報開示、書類の閲覧

本人は、ヘッセン州情報保護法第18条第3項から第6項に準拠して情報開示を受け、又は、そうすることが法律上の利益の保護のために必要である限り、その者について記録された情報に関する書類を閲覧することができる。ヘッセン州情報保護法第18条第1項による通知義務はない。

第65条 訂正、遮断及び削除

(1) 身上関係情報は、以下の項の特別な規定に関連しない限り、ヘッセン州情報保護法第19条に準拠して、訂正、遮断又は削除されなければならない。

(2) 個別の場合に、さらなる保管が証拠目的のために不可欠ではない限り、電子監視システムの使用により収集され、その際に生じた身上関係情報は、措置の終了後、遅滞なく、ビデオ録画は、それが生じた暦日の終了後少なくとも72時間以内に、削除されなければならない。

(3) 受刑者身分帳簿又は受刑者の人柄についてのその他のデータファイル及び書類に記録された情報は、釈放又は他の施設への移送から5年の経過後、遮断されなければならない。受刑者身分帳簿又は受刑者の人柄に関するその他のデータファイル若しくは書類の保存期間が経過するまでは、受刑者の姓、名、旧姓、生年月日、出生地、入所日及び出所日について、そうすることがデータファイル又は書類の検索のために必要である限り、その例外とすることができる。記録された情報は、そうすることが以下のために不可欠である限りにおいてのみ、処理し、特に提供することができる。

1. 犯罪行為を阻止し、又は訴追するため、
2. 第69条に基づく学術的研究計画を遂行するため、
3. 現存する立証困難 (Beweisnot) を除去するため、又は

4. 自由刑の執行と関連する法律上の請求権を確認し、実行し、及び保護するため。

遮断は、受刑者が新たに自由刑の執行のために収容される時又は本人が同意したときに、終了する。

(4) 第3項第1文に基づかずに記録される、その他の身上関係情報は、受刑者の釈放又は他の施設への移送から遅くとも5年後には削除されなければならない。

(5) 第3項により遮断された情報を含むデータファイル及び書類の保存については、次の期間を超えてはならない。

受刑者身分帳簿、健康管理関係書類及び病歴カルテ 20年

受刑者名簿 30年

このことは、事実に基づき、第3項第3文に掲げられた目的のために、引き続き保存の必要があると認められるときには、適用されない。保存期間は、別途保管される年の次の暦年から始まる。2012年11月26日のヘッセン州公文書法 (GVBl. S. 458) の規定は、これによって修正を受けない。

第3編 保安監置を指示された、又は留保された受刑者に対する特別規定

第66条 原則

保安監置を指示された、又は留保された受刑者には、以下に別段の定めがない限り、この法律の規定が適用される。

第67条 追加の任務

保安監置を指示された、又は留保された場合、行刑は、受刑者の社会に対する危険性を最小化する結果、収容の執行又はその指示が、できる限り不必要になることにも役立つ。

第68条 他の規定の適用、例外

(1) すでに、自由刑の執行において、受刑者に対して、形法典第66条c第1項第1号の意味における集中的及び治療的なケアが、これについて必要な処遇及びケアの

措置をも含めて、提供されなければならない。

(2) 処遇措置は、学術的知見に対応していなければならない。現在の提供が十分でない、又は成果を期待できない限り、個別に組まれた処遇の提供計画が示されなければならない。処遇及びケアに当たり、異なる専門分野の職員は、限定された調整の場において、協働する。このことが必要である限り、外部の専門家集団は含められなければならない。

(3) 処遇措置への協力に対する受刑者の心構えは、持続的に、喚起され、かつ、助長されなければならない。動機づけに関する措置は、記録されなければならない。

(4) 第9条による調査は、危険性の判断のために決定的な、あらゆる諸事情を対象とする。処遇調査の範囲内で、犯罪行為の原因、リスク要因並びに受刑者の処遇の必要性、処遇を行う能力及び動機が確認されなければならない。同時に、受刑者の能力は、受刑者の危険性の強化を防ぐために、確かめられるものとする。進行中の自由剝奪からの情報は、取り入れられなければならない。

(5) 行刑計画には、第10条第4項の他に、特に以下の指図を含む。

1. 精神病、精神療法、又は社会治療に関する処遇措置、
2. 他の個別的又は集団的処遇措置、
3. 処遇の動機づけを助長するための措置及び
4. 場合によっては必要なアフターケア。

行刑計画の更新のため、6月を超えない範囲で、適切な期間が予定されなければならない。処遇に協力する行刑外の人物は、可能な限り、計画に含められなければならない。行刑外の人物は、受刑者の同意を得て、第75条第3項によるカンファレンスにも参加することができる。

(6) 第12条第1項第1文の他に、受刑者は、社会に対する危険性を緩和するために、そこの処遇プログラムへの参加が適切であるときには、社会治療施設又は区画に移送されなければならない。移送は、自由刑の執行の間、処遇の終了を待つことができる時期まで行われるものとする。

(7) 第12条第5項及び第6項は、釈放施設への再収容が行われるという条件で、準用する。

第4編 行刑の発展、刑事学的研究

第69条 行刑の発展、刑事学的研究

- (1) 行刑、特に、その任務の遂行（第2条）、形成（第3条）及び行刑上の措置（第5条）は、定期的に、刑事学部門（kriminologische Forschung）によって、高等教育機関（Hochschule）と協力して、又はその他の官署によって、学術的に補完され、研究されるものとする。その成果は、行刑の発展のために利用できるようにされなければならない。
- (2) 学術的発展の目的のために、施設及び監督官庁は、行刑及び自由刑に服役する受刑者についての情報を処理し、特に収集し、及び第1項に掲げられた官署に提供する。このために、以下については特別な指図を必要とする。
1. 第7条による第三者をも含む施設及び人材の配置（Personalausstattung）、
 2. 第9条第2項による、措置の必要性の確認に当たり、確かめられた諸事情、
 3. 執行及び行刑の経過、並びに
 4. 行刑の形成、特に、行刑上の措置の実行。
- (3) 身上関係情報の提供には、電子的に記録された身上関係情報も提供され得るという条件で、刑事訴訟法第476条を準用する。
- (4) 学術的補完のための要件の形成は、監督官庁の義務である。

第5編 施設の構造

第70条 施設、分離の原則

- (1) 自由刑は、司法執行施設（施設）において執行される。
- (2) 女性及び男性の受刑者は、互いに隔離されて収容される。
- (3) 第12条による行刑に対しては、社会治療施設が考慮されなければならない。特別の理由から、他の施設における社会治療区画も整備される。これらの区画には、社会治療施設についての規定を準用する。
- (4) 第2項又は第3項による分離収容については、以下の場合にこれによらないことができる。

1. 受刑者の同意があるとき、
2. 受刑者が援助を必要とし、又は生命若しくは健康に対する危険が存する場合、
3. 行刑上の措置への参加を可能にするため、又は
4. 行刑組織上の緊急の理由から、このことが一時的に必要なとき。

第71条 執行計画

- (1) 施設の場所的及び事物的管轄は、監督官庁による一般的標準によって規定される。
- (2) 執行計画は、特に以下のことを考慮に入れる。
 1. 刑確定者 (Verurteilte) は、分類施設又は分類区画 (Einweisungsanstalt oder -abteilung) に収容される。このことは、第2条による行刑上の任務の考慮の下で、その他の行刑に対して管轄を有する施設を定める。
 2. 以下の、
 - a) 刑の開始のために召喚する時点まで自由の身である刑確定者、
 - b) 合計で2年に満たない自由刑を科された刑確定者、及び
 - c) 記録の現状に基づき、第13条第4項及び第5項の場合と認められないときに、開放行刑に収容される刑確定者。
 3. 第2号の場合に該当しない限り、刑確定者は閉鎖行刑に収容される。
- (3) 第2項第2号の場合に、施設は、第13条第2項、第4項及び第5項に掲げられた要件をもとにして、開放行刑へのさらなる潜在を検討する。
- (4) 刑の開始に当たって、自由の身であった受刑者は、閉鎖行刑に収容され、第13条第2項及び第4項から第6項に準拠して、開放行刑に対する適性に関する主要な根拠を述べるとき、受刑者は、深刻な不利益を回避するために、収容施設の終結する決定を条件として、そこで中断され得る。

第72条 施設の多様化、構造及び組織

- (1) 施設は、行刑の任務 (第2条及び第66条) が保障されるように、形成され、及び多様化されなければならない。
- (2) 閉鎖行刑施設において、特別な構造上及び技術上の安全対策は、受刑者の安全

な収容を保障する。開放行刑の設備は、逃走に対して、緩和された安全対策のみを考慮に入れる、又は全く考慮に入れない。

(3) 休憩時間及び自由時間の間に過ごす部屋並びに共同室及び面会室は、十分な基本面積及び照明の明るさを有し、かつ、十分な暖房、換気及び窓面積を備えるものでなければならない。それらは、目的に相応する構造とされなければならない。

(4) 監督官庁は、それぞれの施設についての収容能力を定める。その際には、教育及び補習教育、作業のための場所並びに宗教教誨、自由時間、スポーツ、治療処置及び面会のための部屋数が十分に確保され、自由に使用できるよう配慮されなければならない。

(5) 居室には、予定されたより多くの者が収容されてはならない。これについての例外は、一時的にのみ、かつ、監督官庁の同意の下にのみ、許される。

第73条 施設工場、学校教育及び職業訓練の設備

(1) 施設内には、必要な施設工場かつ職業訓練及び学校教育並びに作業療法的労作のために必要な設備が設けられなければならない。

(2) 教育及び労作は、非国家機関によっても、組織され、及び実行され得る。

第74条 子を持つ受刑者の収容

(1) 就学義務のない受刑者の子は、子どもの福祉 (Kindeswohl) に適っている場合には、滞在決定権を持つ者の承諾を得て、刑事施設と一緒に収容される。収容に先立って、少年保護所 (Jugendamt) での聴聞がなされなければならない。

(2) 収容の費用は子の扶養義務者の負担による。このことにより一緒に収容が妨げられる時は、費用の請求はなされないこともある。

(3) このための施設においては、受刑者とその子と一緒に収容される設備が整えられるものとする。

第75条 施設の指揮機関

(1) 施設の指揮機関 (施設長) は、外部に対して、施設を代表し、行刑の全体について責任を負う。施設の指揮機関は、特定の決定権限を他の行刑職員又は他の行刑

官庁にゆだねることができる。監督官庁は、委任についての同意を留保することができる。

(2) すべての施設においては、高級職 (höherer Dienst) の官吏が専任の施設の指揮機関に任命される。特別の理由から、施設は、特定の上級職 (gehobener Dienst) の官吏によっても、管理されることができる。

(3) 行刑における基本的な決定の準備をするため、特に、行刑計画の作成及び更新のため、並びに統一的な質の基準の発展及び維持のために、施設の指揮機関は、ケア及び処遇に決定的な役割を果たす当事者が出席するカンファレンスを設ける。

第76条 行刑職員

(1) 施設の任務は、行刑官吏 (Vollzugsbeamtinnen und Vollzugsbeamte) によって占められる。特別の理由から、それは、その他の職員及び兼任で選任された、又は契約により義務を負う者にも、ゆだねられる。高度でない任務は、契約により義務を負う者にゆだねることができる。

(2) それぞれの施設には、特に一般行刑職、作業職、ソーシャルワーカー、心理専門家、教育専門家、医療職員及び事務職員について、必要な人員数が定められなければならない。

(3) 職員は、行刑の形成のために、個人的に適合され、専門的能力を有さなければならない。職員のための研修並びに、任務がそれを必要とする限りにおいて、実務相談及び同行も定期的に行われる。

(4) 行刑に従事する者は、全員が協働関係にあり、かつ、その任務の達成に参加協力する。

第77条 教誨師

(1) 教誨師は、それぞれの宗教団体の協力を得て、専任で任命され、又は契約により義務を負う。

(2) 宗教団体への所属者が少数であるため第1項による教誨を行うことができないときは、他の方法による教誨活動が可能とされなければならない。

(3) 施設の指揮機関の同意の下に、施設教誨師は、外部の者を起用し、特に、宗教

礼拝及びその他の宗教的行事への協力のために招請することができる。

第78条 受刑者の利益代表者

受刑者には、施設における代表者を選出することを可能にするものとする。このことは、受刑者が協力するにふさわしい一般的な用務において、提案及び問題提起を施設の指揮機関に行うことを可能とする。

第79条 所内規則

- (1) 施設の指揮機関は、所内規則を発出する。
- (2) 所内規則には、特に、面会時間、面会の頻度及び長さ並びに教育及び作業時間、自由時間及び休息时间に関する規定が盛り込まなければならない。

第6編 施設に対する監督、審議会

第80条 監督官庁

- (1) 施設に対する監督は、刑執行法及び行刑法について権限を有する省庁が主導する。
- (2) 監督官庁は、行刑の指針を定め、施設と協働して質の確保に配慮する。
- (3) 監督官庁が専門的監督の行使のために専門的な助言を行う限り、第60条第6項は、第61条第2項及び第3項に基づく情報を除いて転送する限りにおいて、適用されない。

第81条 審議会

- (1) 施設には、無給の審議会が組織されなければならない。行刑職員は、審議会の構成員となってはならない。刑執行法及び行刑法について権限を有する省庁又はこれについて権限を有する大臣は、法規命令によって、構成員の選任、在職期間及び解任について規定することが可能とされる。
- (2) 審議会は、行刑の形成及び受刑者の保護に参加協力する。審議会は、問題提起によって施設の指揮機関を支援し、並びに編入任務の遂行を援助する。

(3) 審議会は、特に、希望、問題提起及び苦情 (Beanstandungen) を受理することができる。審議会は、収容、食事、医療的配慮、処遇、学校教育及び職業訓練並びに就労についての情報を得ることができる。これについて、審議会の構成員は、施設及びその設備を視察することができ、及び居室にいる受刑者を訪問することができる。

(4) 審議会の構成員は、その活動の終了後も、その活動のすべてにわたって知り得た事項について、秘密を保持する義務を負う。このことは、その任務の遂行のために必要である報告又は、明白な事実若しくはその意味を秘密にしておく必要がない事実については、適用されない。

第7編 末尾規定

第82条 基本権の制限

この法律に基づき、以下の基本権は制限され得る。

1. 身体の不可侵 (基本法第2条第2項第1文及びヘッセン州憲法第3条)、
2. 人身の自由 (基本法第2条第2項第2文及びヘッセン州憲法第5条) 及び
3. 信書、郵便及び電信の秘密 (基本法第10条第1項及びヘッセン州憲法第12条)。

第83条 連邦法の補完及び発展 (Fortgeltung)

この法律は、基本法第125条 a 第1項第2文に基づき、その適用領域において、1976年3月16日の行刑法 (BGBl. I S. 581, 2088) を、最近改正され、以下の規定について例外を有する、2015年8月31日の規則 (BGBl. I S. 1474) で置き換える。

1. 差し押えに対する執行保護 (第50条2項第5文、第51条第4項及び第5項、第75条第3項)、
2. 命令による行動 (第97条)、
3. 裁判所の手続 (第109条から第121条)、
4. 精神医療施設及び禁絶施設における収容 (第136条から第138条)、
5. 司法執行施設における拘禁の執行 (第167条から第170条)、
6. 秩序拘留、保全拘留、強制拘留及び強要拘留の執行 (第171条から第175条)

及び

7. 自由剥奪の他の方法のための、司法執行施設における直接強制（第178条）。

第84条 施行、失効

この法律は、公布から4月経過した最初の日に施行する。法律は、2020年12月31日の経過に伴い、失効する。

(大谷彬矩)

【付記】本研究は、公益財団法人 三菱財団の平成30年度助成を受けたものである。